投票区の選挙人の数 ＼ 投票日 ＼ 区市町村	区 平日	区 休日	市 平日	市 休日	町村 平日	町村 休日
五百人未満	五九、六六四	一七〇、八一九	四八、六八〇	一三七、六〇四	五九、六六四	一七〇、八一九
五百人以上千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二三九、六二一
千人以上二千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六
二千人以上三千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六
三千人以上五千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二三九、六二一	九四、九八八	二七二、八三六
五千人以上一万人未満	八六、三七六	二四一、九九三	一一九、三二八	三四一、六三八	一三〇、三一二	三七四、八五三
一万人以上一万五千人未満	一一九、三二八	三四一、六三八	一五二、二八〇	四四一、二八三	一五二、二八〇	四四一、二八三
一万五千人以上二万人未満	一三〇、三一二	三七四、八五三	一七四、二四八	五〇七、七一三	一八五、二三二	五四〇、九二八
二万人以上	一五二、二八〇	四四一、二八三	一九六、二一六	五七四、一四三	二〇七、二〇〇	六〇七、三五八

第四条第七項中「ついては、」の下に「当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

投票区の選挙人の数 ＼ 投票日 ＼ 区市町村	区 平日	区 休日	市 平日	市 休日	町村 平日	町村 休日
五百人未満	一三、四一九円	一四、一一九円	一一、四四九円	一二、一四九円	一一、四四九円	一二、一四九円
五百人以上千人未満	一五、六一六	一六、四九一	一二、四三四	一三、一三四	一三、六四六	一四、一三一
千人以上二千人未満	一八、七九八	一九、八四八	一七、八一三	一八、八六三	一八、〇四〇	一九、二六五
二千人以上三千人未満	一九、七八三	二〇、八三三	一七、八一三	一八、八六三	二〇、二三七	二一、六三七
三千人以上五千人未満	二〇、七六八	二一、八一八	二〇、〇一〇	二一、二三五	二一、二二二	二二、六二二
五千人以上一万人未満	二二、九六五	二四、一九〇	二六、六〇一	二八、三五一	二七、八一三	二九、七三八
一万人以上一万五千人未満	二九、五五六	三一、三〇六	三三、一九二	三五、四六七	三三、一九二	三五、四六七
一万五千人以上二万人未満	三三、七二三	三五、六四八	三八、五七一	四一、一九六	三九、七八三	四二、五八三
二万人以上	三八、一一七	四〇、三九二	四二、九六五	四五、九四〇	四四、一七七	四七、三二七

第四条第八項の表を次のように改める。

投票区の選挙人の数 ＼ 投票日 ＼ 区市町村	区 平日	区 休日	市 平日	市 休日	町村 平日	町村 休日
五百人未満	八、七八八円	九、四八八円	八、七八八円	九、四八八円	八、七八八円	九、四八八円

第四条第九項第一号中「五万八千十六円」を「五万八千八百七十三円」に改め、同項第二号中「六万九百六十円」を「六万千六百六十一円」に改め、同条第十項第一号中「五万九千二百二十九円」を「六万百三円」に改め、同項第二号中「六万二千百七十三円」を「六万三千九十一円」に改め、同条第十二項中「千二十六円」を「千五十八円」に改め、同項ただし書中「二千五十二円」を「二千百十六円」に、「千八百六円」を「千八百六十二円」に、「千七百五十四円」を「千八百九円」に、「千四百十六円」を「千四百六十四円」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16　市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

17　市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）若しくはこれを記録した記録媒体（以下「機器等」という。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の二第一項中「三万四千円」を「三万四千六百円」に改め、同条第四項中「次項」の下に「に規定する機器等及び第六項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の三第一項中「三万百円」を「三万五百円」に改め、同条第二項中「二千六百五十七円」を「二千六百五十三円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 投票の翌日	平日	休日
千人未満	二四七、一〇五円	二五一、三二九円
千人以上二千人未満	三五三、一二〇	三五九、七二〇

投票区の選挙人の数 ＼ 投票日 ＼ 区市町村	区 平日	区 休日	市 平日	市 休日	町村 平日	町村 休日
五百人未満	一〇、九八五	一一、八六〇	八、七八八	九、四八八	一〇、九八五	一一、八六〇
五百人以上千人未満	一三、一八二	一四、二三二	一三、一八二	一四、二三二	一三、一八二	一四、二三二
千人以上二千人未満	一三、一八二	一四、二三二	一三、一八二	一四、二三二	一三、一八二	一四、二三二
二千人以上三千人未満	一三、一八二	一四、二三二	一三、一八二	一四、二三二	一三、一八二	一四、二三二
三千人以上五千人未満	一三、一八二	一四、二三二	一五、三七九	一六、六〇四	一七、五七六	一八、九七六
五千人以上一万人未満	一五、三七九	一六、六〇四	二一、九七〇	二三、七二〇	二四、一六七	二六、〇九二
一万人以上一万五千人未満	二一、九七〇	二三、七二〇	二八、五六一	三〇、八三六	二八、五六一	三〇、八三六
一万五千人以上二万人未満	二四、一六七	二六、〇九二	三二、九五五	三五、五八〇	三五、一五二	三七、九五二
二万人以上	二八、五六一	三〇、八三六	三七、三四九	四〇、三二四	三九、五四六	四二、六九六

投票区の選挙人の数 ＼ 投票日 ＼ 区市町村	区 平日	区 休日	市 平日	市 休日	町村 平日	町村 休日
五百人未満	八、七八八円	九、四八八円	八、七八八円	九、四八八円	八、七八八円	九、四八八円